

かながわ農業サポーター制度の御案内

はじめに

本県農業は、担い手の高齢化や後継者不足を背景に、耕作放棄地の解消や増加の抑制といった課題を抱えているため、市民農園規模以上に耕作をしたいという意欲と一定の栽培技術を持った方に対し、販売を視野に入れた本格的な農業に取り組んでいただく施策として、「かながわ農業サポーター制度」を実施しています。この制度により、農業者以外の方からの農業への新規参入を促進し、農地の有効利用することを目指しています。

かながわ農業サポーター目指す方の条件。

意欲を持って農作業に取り組んでいただくことが大切です。

条件や目標など

注意事項

①農業機械等を利用し、自らが責任を持って借りた面積を耕作すること。(条件)

→

いわゆるプロ農家と同じで、耕作において、自己責任が問われます。【参入に当たり、耕作に必要な農業機械を有し、意欲を持って自らが営農する為の営農計画書を策定ができることが必要です。認定は、過去の研修実績、販売や作付け体系などの営農計画書の内容、通作の距離などから判断されます。】

②年間の営農日数は計画上150日以上(条件)

→

週3日程度の耕作が必要です。

③農業によって自立する意欲と能力があり、地域に認めてもらうこと。(条件)

→

農業に関する事業・教育へ2年以上従事したこと、又は自治体の農業研修等を2年以上修了していることなどの経験が必要です。【参入後の営農指導は実践的な農業技術指導となり、基礎的な内容ではありません。】
また、耕作する地域の営農ルールを守り、地域の農業者と協調して営農に取り組む必要があります。

④3年から5年後の営農面積の目標:10a以上30a程度(目標)

→

目標面積に応じた営農計画をたて、計画に基づき耕作していただきます。

⑤3年から5年後の農産物販売目標:50万円以上(目標)

→

計画的な販売を目指していただきます。ただし、販売先は自ら確保する必要があります。

制度のイメージ

(公社) 神奈川県農業公社

●希望に基づく農地のお見合いや農地の貸し借りの事務(書類作成)を行います。
●賃借料の請求や払込みも農業公社が行います。

県農業公社が営農希望地で農家の方の理解をいただき、農地を借り受けます。

農地所有者



◎県は、農地を適正に利用するため、農地所有者、かながわ農業サポーター、農業公社と協定を締結します。

協定内容

●地域の共同活動への参加、協定に違反した場合は措置が規定されている。
●適正に農地を利用されていない場合は耕作できなくなります。

●適切に耕作されていない場合は、関係機関と協力して指導・助言を行います。

営農希望地の合意できた場合は、県農業公社を通じて農地を借り受け、耕作します。
なお、市町村によって、営農地域や認定要件に制限があります。

かながわ農業サポーター



【認定とは】

県、市町農政関係部署、市町農業委員会、農業協同組合等で構成される認定委員会で営農計画書などを審査し、認定します。



神奈川県

営農計画を県に提出し、認定された場合は、かながわ農業サポーターとして登録され、農地が見つかれば耕作できます。